

もう一つ、聞いていて一番印象的でしたのは、制度が雇用であれ、家族であれ、それらにどういう影響を及ぼしていくのかという、むしろ制度の誘導的な側面についていろいろ関心の違いがあるという気もしたことです。

そういうことで、非常に評価が分かれておりますが、前回の説明と今回のご意見をもとにいたしまして、さらに理解を深めるといいますか、逆に違いを再認識するということになるかもしれませんけれども、これから意見交換をしていきたいと思っております。

今日意見書を提出されなかった方でぜひ発言をしたいという方がいれば、まずその方から発言をいただいた後、先程の説明以外に補足説明をしたい方がいらっしゃれば、それも伺っておきたいと思っております。いかがでございましょうか。それでは、神代委員から、どうぞ。

○ 神代部会長代理

前回、「雇用と年金研究会」の報告をしており、ある意味で当事者ですので、短時間雇用に関してはあえて意見を提出しませんでした。3号について若干申し上げます。年金分割という考え方が出ているのですが、何人かの方が付言しておられましたように、これは突き詰めていきますと、2分2乗方式、あるいはN分N乗方式というものに行き着かざるを得ない問題を当然に内包しております。そうなりますと税制との整合性に直接ぶつかるので、その辺の検討をどうするかということが厄介な問題として出てくるように思います。

「雇用と年金研究会」は、3号に関しては、その範囲を縮小するという案のたたき台を出したということになるかと思っておりますけれども、それだけでは不十分ということであるならば、他に何ができるかを考えたのですけれども、理論的に全て筋の通った解決策を求めるのは、ほとんど不可能に近く、なるべく多数の人が納得できる妥協案を考える以外にないのかなという気持ちでいるのですが、私は、結局アメリカやイギリスのような国が、事実上給付調整案をとっていることの意味をもう少しよく考えてみた方がいいのではないかと考えております。給付調整案そのものについてもいろいろコメントがありまして、もっともなご意見だとは思っておりますが、そういう点では非常に論理の一貫した制度をとっている国であるイギリスやアメリカが、なぜ、あえて負担調整をやっているのかということをもうちよつと検討した方がいいのではないかと思います。

もし3号被保険者に制度の変更を加えるのであれば、それと引き換えということがいいかどうか若干問題ですが、どうしても考慮していただきたいのは、育児、介護期間に対する保険者期間の割増制度で、これもフランスがやっていると思っております。ほかの国がやればいいのかというご意見もあると思っておりますが、それをぜひ併せて考えていただければいいのではないかと思います。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。

それでは、議論としては短時間労働者等の問題と第3号被保険者の問題は全く同じものとは言えない面がありますが、前回からそれをワンセットで議論してきておりますので、特に区別せずに、さらにご

意見なり、前回の説明から今日の意見提出まで含めて質問があれば、自由にご議論をしていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○ 渡辺委員

小島委員にご質問したいのですが、12ページの一番最後、「負担調整案や給付調整案は、公的年金の役割や機能に照らして、問題が多い」という表現がございしますが、給付調整案は確かにこういった意味で問題が多いというのはわかるのですが、負担調整案が役割や機能に照らして問題が多いといったことは私は理解できないのです。これをもう少しご説明いただけますでしょうか。

○ 小島委員

基礎年金の給付を下げるということについては、現実的な対応も含めて難しく、また、問題があると思っています。負担調整の場合、例えば3号を抱えている2号に新たな負担を求めるということを想定した場合、3号がいるいないによって2号の保険料負担が違ってくるということになります。この案の中には、3号を抱えた2号については保険料率を高めにして、ほかの3号を抱えていない2号については保険料率を下げるというような考え方も示されておりますけれども、厚生年金、いわゆる被用者年金グループで、そういう二本立ての保険料が妥当なのかどうかという問題であります。

被用者年金というのは、これは先ほども言いましたように、負担については応能負担という考え方に立っています。それによって、現在のところは一本の保険料率で賅っておりますけれども、それを変えて、2人分の基礎年金が出るからその分負担を高くするという話になります。ということは、それを突き詰めていけば、給付が高い人に対してはもっと高い累進税率のような負担を求めるということにもつながっていきかねません。つまり、今までの被用者年金の定率保険料負担の考え方を大きく変えなければならぬということになりますので問題があると指摘をしています。そこは社会保険料のあり方として、もっと詰めた検討が必要ではないかと思えます。

○ 渡辺委員

ありがとうございました。

○ 宮島部会長

矢野委員、どうぞ。

○ 矢野委員

今後の議論を進める上でのデータについてご質問をしたいのですが、よろしいでしょうか。前回17回部会で出された資料2-1の中で3点ほどございします。規模5人未満の個人事業所や、規模5人以上でも4業種の個人事業所に勤める人たちのの数についてお聞きしたいです。パートではなくて、雇用者がどういう数の前提になっているのか。規模5人未満の個人事業所と、規模5人以上で法定16業種以外の個人事業所に勤めるフルタイム労働者の数についてお聞きしたいです。これが第1の質問。

第2の質問は、10ページの図なんですけれども、これを見ますと、1号被保険者から2号へ、3号から2号への移動を矢印で示しているわけですね。年収65万円とか、労働時間20時間ということの一つの

区切りしております。それで、実際に移動する人の数がどうなっているのか、その分布を知りたいと思います。それぞれの矢印に示された対象者数を示していただきたい。

3番目は、この資料の18ページにA、B、C-1、C-2、C-3という案が示されておりますがこれらの案それぞれにつきまして、保険料の負担は金額でいくらになるのか、それが年収に対して何割を占めるのか、さらには厚生年金以外の健康保険や介護保険の保険料負担はそれぞれの程度になるか、こういう数字が知りたいです。

以上が前回の資料に関する質問なんですが、もう一つ、年収要件の設定の考え方についてお伺いしたいのですが、仮に年収65万円以上を適用する場合、所得税が課税されない者に対しても厚生年金保険料の負担を求めるといふ事態になります。これまでは税制上の配偶者控除の適用基準やパート本人の非課税限度額年収103万円よりも、第3号被保険者の基準130万円というのは高い水準になっています。今度はそれが逆転することになります。どういう考え方によってその水準を設定されるのかお聞きしたいです。もともとからさかのぼって、その辺についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

以上、4点です。

○ 宮島部会長

規模5人未満の個人事業者等に関する話が一つ。2番目は、1号から2号などへ移動する人の規模についての質問。3番目は保険料の金額もそうですが、医療保険ですとか介護保険も含めて保険料全体としてはどのようになるかという質問でございました。ここまでは資料的なことですが、もう一つ、年収の設定の話がございましたけれども、今、事務局で直ちにお答えできる点と、場合によっては次回に資料を提出するという点があると思いますが、今、説明できることがありましたらお願いしたいと思います。

○ 木倉年金課長

ご指摘の任意適用の事業所の労働者数であるとか、あるいは10ページの図の方の移動していく人の推計の数であるとか、この辺は「雇用と年金研究会」の報告書をお配りをしました前々回の年金部会の資料を見ますと、研究会報告の25ページから載っております。詳しくは、恐れ入りますができれば次回にでも、そのパート適用の数に、400万なり300万なりの見込みの考え方についてももう一度説明をさせていただければと思っております。

それから、3点目でご指摘のありました実際の保険料負担の額がいくらになるかということですが、ここでは年金について、粗く前提を置いて見ております。意見書の中で、医療や介護の前提を置いての負担の数字をお示しいただいておりますが、それも参考にしながら、さらに追加して、我々の方からご説明できるものがあれば、また検討させていただきたいと思っております。

最後の年収65万円要件のところでございますけれども、これにつきましては、前回は申し上げましたように最低賃金で20時間働いていらっしゃる方の年収ということで示しております。一方で、65万については、給与所得に対する課税の最低額ぎりぎりのラインであるというご指摘もございました。ですから

所得税の負担を求める最低下限に合わせるという考え方も一方でご指摘のようにあるのだと思います。他方で最低賃金をぎりぎりの下限と見て、そのレベルまで下げるのかどうかということでご議論をいただければということでございます。

他方、130万の年収ラインについて、今は認定をします際に、前年所得につきまして、市区町村の非課税証明等を出していただくようお願いをしておるわけでございます。問題点でご指摘をいたしましたように、今の所得税の課税最低限のラインである103万を下回る年収要件を設定する場合に、実務上認定が適正にできるかどうかという問題があり得るということをお願いしているということでございます。賃金65万というところまでラインを下げ得るものかどうかということでご議論をいただきたいということでございます。

○ 宮島部会長

次回もし必要がありましたら、できるだけ資料を追加的に説明していただくことにいたします。先ほど、特に年金分割をめぐっていろいろな議論ございましたけれども、何人かの方から、特に3号の部分に限定せず、全体に分割の対象を広げるべきという意見が出ました。そうすると税制にも議論が広がっていくというご意見があり、確かに税制等のいろいろな構造問題はいずれ出てくるものだと思います。大澤委員の場合も、分割ということになると、それは特に3号に限定されるものではないというご意見だったと思いますが、もう一つ、遺族年金への波及を非常に重要視されていたような気がいたしますけれども、この辺は、仮に分割を考えると、遺族年金はそれで必要がなくなるという、一挙にいかないかもしれませんがそういう理解でよろしいのですか。分割の問題が、税制の問題ですとか、遺族年金の問題ですとかいろいろな方面に波及する可能性があると思うのですが、その辺のところはどうお考えなのでしょう。何か堀委員ございますか。

○ 堀委員

「女性と年金検討会」でも、年金分割制度を導入すると遺族年金が必要なくなるという議論があったのですが、なくならないのではないかという結論になった。いくつか理由があるのですが、一つは、年金分割によって夫婦同じような年金額になるわけですが、二人でもらっていた年金を一人でもらうようになる場合には、世帯共通経費は節約できないので、一人の年金水準は夫婦二人分の年金の大体6割とか7割にする必要があります。世界各国の遺族年金もそうなっています。夫婦二人でもらっていた年金が半分になるのでは、遺族の生活水準が下るのではないか。二つは、高齢遺族は半額にするとしても、若齢遺族、要するに母子家庭の年金をどうするのかという問題もあります。

第3に、現在59歳の人について年金分割するとしても過去の分を分割するわけにはいきませんから、1年分だけ分割して、それだけでがまんしろ、遺族年金なしだということでは問題です。給付水準が非常に下るので、将来的には遺族年金の廃止はあり得るかも知れませんが、現在では廃止なかなか難しいのではないかと思います。

それから、年金と税制との関係なのですが、「女性と年金検討会」で税制の専門家も委員になってい

まして、その方に意見を聞きました。その方は、税制と年金とは別で、年金分割をしても税制に波及するかどうかは別の問題だと、そうおっしゃっていました。

○ 大澤委員

私は皆様にそれぞれご質問があるので、まずそのご質問を先にさせていただいてから、今の遺族年金の問題に言及することにしたいと思います。年金分割というのが意外と不人気だったというのが私の感想でございますが、井手さん、翁さん、杉山さんからは、あまりにも3号にとって「お得感」が出過ぎてしまう、それから個人単位での公平ということからして、それを解消できないというご意見があったと思うのですけれども、2号～2号間、あるいは2号～1号間でも分割するということになっていけば、働いてより稼いだ分だけ夫婦とも年金も多くなるという意味では就労インセンティブになるのではないかと思います。2号～3号間だけですと、65万で適用していった場合に、65万以下に抑えた方が得という話になってしまうので、それは大変問題が多いと思うのですけれども、もし2号～2号間、2号～1号間も分割ということになれば、どういうふうに評価されるかということをお聞きしたいと思っております。

それから、堀委員のペーパー、19ページの(g)ところに、いずれにしてもそれは過渡的な制度となる可能性があり、導入する必要はないとありますが、その下のところでは、もし導入するとしたらということもおっしゃっているので、分割に必ずしも反対でないというふうに理解いたしますけれども、そもそも第3号被保険者制度というものも過渡的なものなのではないかと思います。過渡期間というのはやはり相当長期にわたる可能性もありますので、私自身過渡的な制度ということで提案をしておりますが、年金権分割は、ですから過渡的な制度であるから導入する必要がないということにはならないのではないかとということがコメントです。

それから、渡辺委員の大変ユニークな着眼点を出していただきました。22ページの、「配偶者がいながら他に事実婚をしているようなケース」というのは考えてなかったなというふうに思ったわけですが、逆に考え直してみますと、これは大変マージナルなケースでありまして、そういうマージナルなケースに着目して全体の制度を考えることがどこまで合理的なのかということもございませう。同時にこういった配偶者がいながら他に事実婚をしているようなケースでは、健康保険制度の適用は一体どうなっているのでしょうか。これは短期保険ですから、すぐ処理しなければ誰もが困るわけですので、何らかの処理をしているというふうに考えられます。であるとすれば、年金についても健康保険の方での処理にならって処理をするということでも十分対応できるのではないかと思います。併せて現在は離婚は破綻主義になっていますから、このような事実婚、つまり法律婚と事実婚が併存するようなケースは今後はますますマージナルなものになるというふうに考えられ、それをもって年金権分割は採用できない制度だという結論にはならないのではないかとというのが私のコメントでございます。

それから、小島委員の連名でお出しになりましたペーパーですけれども、基礎年金は税方式にということで、従来のご主張を繰り返されております。しかし、それがもし採用されないとすれば、年金権分

割に賛成という主張であると理解してよろしいのでしょうか。これが小島委員たちのペーパーに対するコメントでございます。

最後に矢野委員、連名でお出しになりました資料の7ページですけれども、これは3号被保険者というよりは適用拡大の問題でございます。卸売・小売業、飲食店に集中をされていて経営問題にもつながりかねないというご指摘であったわけでございますけれども、卸売・小売業、飲食店、特に飲食店につきましては国際競争のない分野でございます。卸売・小売業というのは、もし個人輸入のようなものが増えれば国際競争と言えるかもしれませんけれども。ということは、ここでは競争条件を平準化するという意味で短時間労働者に適用するということは、必ずしも経営問題に直結しないのではないかと思います。つまりみんなが同じボトムラインの上に立つということで考えれば、製造業のように、外国の企業と競争するわけではございませんから、それは経営問題にもつながりかねずとおっしゃいますが、むしろ競争条件を平準化するという意味で採用できる制度なのではないかと思います。そのあたりをどうお考えかということをお聞きしたいと思っております。

最後言及されました遺族年金の問題でございますけれども、私は遺族年金が不要な層が増えていくことになればと申し上げているのであり、遺族年金制度を即廃止しろとか、そういうことを言っているわけではございません。また、仮に廃止をするというような大決断が下った場合でありましても、こういうものは経過期間を置いて、例えば40年とかをかけて解消していくことがどの国でも行われている通常のことだと思われま。

二人で暮らしていると、家計費が節約できるものが一人暮らしで半分では大変ではないかという点ですが、これも年金分割をしない、あるいは遺族年金を不要にするということを実直に否定する議論ではないのではないかと思います。例えばサービス給付なり何なりということで面倒見られる部分がありはしないかというふうに思っております。

以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。いくつか質問がありましたので、それぞれ何かご意見があれば、どうぞ。

○ 渡辺委員

私に対するご指摘、ご質問がございましたので簡単にお答えいたします。確におっしゃるとおり、こういったことが一般的であるからこそ云々というつもりは全くございません。あくまでも年金分割は極めて複雑な仕組みではないかという一つの例として出したので、これが決してすべての理由というつもりではございません。以上です。

○ 宮島部会長

あとはいかがですか。堀委員、どうぞ。

○ 堀委員

資料の19ページの(g)のところ、私は年金分割については問題があるという指摘をしております

が、それはこのような大改正をする必要があるのかという意味です。年金分割というのは、ある意味では主として男性の2階部分の年金まで国が一律に分割するという、大なたを振るう改正です。そういうことをするよりも、むしろ社会経済の実態を、女性が男性と同様に働けるように向けていく方が妥当ではないかと思えます。

それから、遺族年金については、大澤委員と私は意見が違ふというふうに申し上げます。

○ 矢野委員

飲食店についてのご指摘がありました。これはほとんど100%内需産業だと思います。将来、例えばマクドナルドが世界に進出しているような現象が日本の企業で起これば少しは違ってくるかもしれませんが、現在のところほとんど内需産業であって、国際競争力という点であれば、同種あるいは異種であっても外食産業間の競争はあると思えますけれど、需要の相手は国内でありますから、一般の自動車とか電機というような産業とは随分趣の違う分野であると思えます。

しかし、競争力における企業間の格差、同じ企業であっても地域格差というのは存在していると思えます。したがって、どうしても経営が成り立たなくなれば、同じ企業の中であっても、店を閉じることもあるでしょうし、あるいは企業として他社に負けて立ち行かなくなるということもあると思えます。同種の企業間競争というのは非常に熾烈なものがあると思えますので、そういう意味では、国内でも競争力という問題を抜きにしてこの問題を考えることはできないと思っております。真の意味で国際競争力のある企業はどのような対応しているかということですが、単に労務コストの問題だけではありませんけれども、外国に出て行くという対応をしています。中国現象などは今本当に大きな流れになっているわけでありまして。アジアの他の地域でもそうです。そういうところに進出して行って対応するという現象が大きな流れになっております。

もちろんコストが安いだけではなしに、そこにマーケットがあるから出かけて行くわけでありまして、海外進出の要因というのはいくつもあるわけでありまして、少なくともそこに出かけて行く余地のある産業とそうでない産業の差があるということはお指摘のとおりです。

しかし同じ内需産業であっても内部の競争関係というのは非常に厳しくなっているということの中で、各個別企業の経営が成り立つかという問題は、やはりそれが内需産業であっても同じように存在すると思っております。

○ 岡本委員

よろしいですか。大澤委員からのご指摘のように、卸売・小売、飲食店は国際競争がないというのは事実なんです。ただ、逆に国際競争がないということであるがゆえの厳しさがありまして、特に「現在の経済状況を考えれば」とわざわざ書いているわけなんです。今、消費者が求めているのはコスト・パフォーマンスのよさでありまして、コスト・パフォーマンスをよくするために、今のこういった業種の皆さん方は非常に日々懸命なコストダウンの努力とサービスの向上に努力をされておられるわけでありまして、これは本当にその中にいらっしゃる方々であれば、その厳しさはよくわかるのではないかと

と思っております。

そういう意味で、このコストというのは、単にここにありますような年金だけのコストではなく、健康保険などが、もろもろの費用の負担になっていくということを考えますと、今でもぎりぎりの採算性の中で経営をしておられる特に中小等々のこういった業種の方々にとっては、まさに死活問題であると私どもは理解をしておるわけであります。だから単に国際競争をしていないということだけの理由をもって、同じようにコストが上がるのだから競争状況は同じではないかというような理解では、こういう業種を正しく理解していると言えないのではなかろうかと、私は感じております。

しかもコストが上がればすぐに料金を上げて、コストを値段に転嫁できるのかといえば、今の経済状況ではそう簡単に転嫁できないわけでありますから、そのあたりも私は真剣に受けとめておくことが必要ではないかと考えている次第でございます。

○ 井手委員

年金分割を2号～3号だけでなく2号～2号、2号～1号にも適用する場合はどうかという大澤委員のご指摘でございましたけれども、確かに2号～3号に限った場合のみ、65万円以下に抑えて、むしろ専業主婦にとどまった方がよいという判断があることはおっしゃるとおりだと思います。2号～2号に関して、年金分割を行うという考え方も一つあるかと思っておりますけれども、特に2号～3号強制年金分割のときには「内助の功」という表現が新聞等でも出ておりましたけれども、家事、育児を専門的に夫婦の役割分担としてやっていることを評価してという趣旨だったと思っておりますが、現実の共働きの夫婦の場合には家事、育児も全部妻がやって、統計調査によれば、共働き夫婦の夫の家事時間などは非常に少ないという実態の中で、自分で収入を得て、将来の老後に備えているというようなことで女性の方が賃金が高い場合等は、少しでも年金を渡したくないというようなことを言っている人もいます。そういうことも考えると選択制という方法もあればよろしいかと思っておりますけど、すべて夫婦のものを折半するということにはならないのではないかと思います。

○ 小島委員

大澤委員から、基礎年金の税方式が実現しなかった場合には年金分割に賛成するのかという質問ですが、そこはどのような仮定を置くかにもよります。もし逆に基礎年金が税方式になったとしても、専業主婦の場合には2階がないということでありますので、万が一離婚しますと基礎年金だけということになります。そういった場合の年金分割、まさに離婚時の年金分割をどう考えるかという問題と、さらには、今指摘されましたけれども、2号と2号、あるいは2号と1号の年金分割の考え方をどうするかという問題もあります。さらに、離婚を前提としない夫婦間の年金分割をどう考えていくかということもあります。その際には当然年金における一身専属性をどうクリアーするかというようなことをまず整理した上で、今回指摘されている3号のいる夫婦間での年金分割を整理すべきではないか。この3号問題ということに限定してしまっただけで、3号を抱えた世帯だけの年金分割では合理性がないのではと考えています。頭から年金分割はダメという話ではありません。ここは基礎年金が税方式になる、ならない

に関わらず、夫婦間の年金分割については遺族年金との関係を含め、検討すべき課題だと思っております。

○ 杉山委員

年金分割もについていろいろ考えてみたわけなんですけれども、例えば長期的に見た場合に、家庭の夫婦の役割も半分、それから働きに出て得たお金も半分という形で見えていくことは、世代間の男女の平等という意味で考えられるだろうなと思っています。特に第1号について、所得把握がなかなかできないとよく言われるわけですが、その問題を解決して、2号と1号で合算して分割し、家庭での役割もお互い半分ずつというふうな形で見えていくというのは、かねてから何度も申し上げているような、将来的に被保険者も自営業者も所得比例の一本化で、できるだけスウェーデン方式に近いものにも導くためにもいいのではないかと考えているわけです。

視点をもう少し短期として見た場合には、先ほど申し上げたように、若い人の就職の機会がすごく狭まっている状況であるということを見ると、世帯に入る以前に、世代間の格差でうちひしがれているという部分があるわけです。まずはちゃんと働いてもらう、そして社会保障の枠の中に若い方もぜひ早く入っていただきたいという思いからこのようにご提案をさせていただいたわけです。

いろいろなところで出てくるワークシェアリングの議論なども見ますと、それこそ男性が働いて女性が家庭で家事、育児をするというようなことは、もう若い世代の中ではあまり一般的ではなくなっているのではないのかなと思っています。奥さんだから家事、育児というのではなくて育児期間だから女性が家庭にいて、育児が終われば、また外に出て働くというように、ライフスタイルが多様になってきているのであれば、それに年金も合わせていくことが多少必要になってくるのではないのかなと思っています。

以上です。

○ 宮島部会長

ほかにいかがでしょうか。大山委員。

○ 大山委員

先ほど矢野委員、岡本委員から労務コストの増大の問題等が指摘をされました。意見書では、慎重に検討を行うということですので、断定的ではないと思いますけれども。働く側の負担の問題から言って、6ページの(4)に、被保険者本人の納得感ということがありますが、こういう問題については、給付の問題をどのように考えるかという議論を抜きにすれば、当然500万の収入のある人にとってみても、現在の社会保険料全体の負担が納付を得られるのかという問題があります。しかしながら、給付の問題も含めて、そういう社会保障制度全体をどうするかという点から、どういう負担があるべきかということを考えていく必要があるのではないかと思います。

そういう点では、応能負担ということで負担ができないのかどうかという検討は必要かもしれませんが、単にいわゆるコスト面からだけで議論はできないのではないかと思います。それは企業における労

務コストの関係でも、たまたまここでは非適用の業種が出ておりますが、本来ならば厚生年金の適用事業所であるにも関わらず、適用されていないような事態も報告されております。しっかり仕事があって、それなりに仕事が成り立っているならば、そもそも社会的な制度である社会保険料などを負担できないような価格設定になっているということが最大の問題なのであります。例えば卸・小売業、飲食店などもきちんと仕事をしているということであれば、そこでそういう社会的なこういう制度もお互いに負担しようとなったときに、その負担に支えられないような価格が設定されているという方が逆に問題なのであって、そちらを問題にするべきであります。そういう点では、短時間就業者への適用拡大について、コストが増えるという負担の関係だけから検討するという点については必ずしも私としては納得できないと思います。

○ 宮島部会長

これはご意見として伺いますが、何か反論ございますか。

○ 岡本委員

ご質問の趣旨が必ずしも明確に理解できなかったのですが、今のご主張を聞きますと、コストが上がるのだったら値段を上げたらいいのではないかというようなことかと思えます。自由経済の中で、消費者が、より安く、より良いサービスを求めて厳しく選択しますので、今のご指摘のように、コスト負担が増えるのであれば、それにふさわしい値段にしたらいいという意見はあまりにも私は荒っぽいご主張ではないかと思えます。

○ 宮島部会長

堀委員どうぞ。

○ 堀委員

矢野委員等のペーパーを見ますと、短時間労働者の適用拡大に消極的なご意見のように思います。短時間労働者の中には、現在第1号として年金保険料を払っておられる方もいます。しかし、短時間労働者の多くは第2号の妻で、その医療保険の保険料と年金保険の保険料の両方を夫である被保険者とその事業主が払っているわけですね。したがって、短時間労働者をたくさん雇っている事業主は、少数しか雇っていない事業主に対して、医療保険と年金保険の負担を転嫁しているわけです。それについてはどういふふうに思われるのですか。

○ 矢野委員

第3号被保険者については、第2号被保険者との関係で応分の負担をしているという形になっていると思います。1号被保険者について、本来どういう形で負担するのがいいのかということは大問題なんです。今日のご発言の中でも所得比例にした方がいいのではないかという意見もいくつかありましたが、これは定額で所得捕捉が難しいがゆえに定額保険料という考え方が生まれて、高所得者であっても低所得者であっても同じ保険料だということの公平性をちゃんと論議する必要があるだろうと思います。そういうこともいろいろな角度から検討しなければいけないのではないかと思います。